

ひろしま市民活動支援総合情報システム広告掲載取扱運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、ひろしま市民活動支援総合情報システム（以下「ひろしま情報 a ネット」という。）に掲載する広告の募集及び掲載に関し必要な事項を定める。

(広告の目的)

第2条 企業等の社会貢献活動を促進し、市民等によるまちづくり活動を支援するという観点から、社会貢献活動を行っている企業等の広告掲載によるPRを行うとともに、市民活動団体等が行うまちづくり活動を資金的に支援するため、広告掲載料をひと・まち広島未来づくりファンドHm²（以下「ふむふむ」という。）に積み立てる資金とする。

(広告の規格等)

第3条 広告を掲載することができる広告枠の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ縦60 ピクセル横148 ピクセル
 - (2) 形式GIF（アニメーション可）、JPEG 又はPNG。ただし、アニメーションGIFなど動きのあるものを使用する場合には、閲覧者の目への負担が大きくなるようなものであること。
 - (3) 容量10kb 以下
- 2 広告枠の位置は、ひろしま情報 a ネットのトップページのうちから、広島市が定める。

(広告の募集及び掲載)

第4条 広告の募集は、ひろしま情報 a ネット等により常時行う。

- 2 広告枠数は当面10枠とし、応募が枠数を超える場合は、随時枠数を増やす。
- 3 掲載申込みのあった広告は、この基準に定めるところに従い、掲載の可否を決定する。

(掲載に適さないもの)

第5条 広告の画像及びそのリンク先のページの内容が次の各号のいずれかに該当するものは、ひろしま情報 a ネットに掲載しない。

- (1) 法令に違反し、又はその疑いがあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又はその疑いがあるもの
- (3) 政治性のあるもの又は選挙に関係するもの
- (4) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (5) 人権侵害、差別又は名誉棄損となるもの又はそのおそれがあるもの
- (6) 他人を誹謗し、中傷し、又は排斥するもの
- (7) 投機心、射幸心をあおるもの又はそのおそれがあるもの
- (8) 内容が虚偽・誇大であるなど過度の宣伝に該当するもの又はそのおそれがあるもの
- (9) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、ひろしま情報 a ネットに掲載する広告として適当でないと判断するもの
 - ① 広告主が明確でなく、責任の所在が不明確なもの
 - ② 申込者以外の者の広告となるもの
 - ③ 暗号と疑われるもの又は内容が意味不明のもの
 - ④ 権利関係などを確認できない不動産、ゴルフ会員権などに関するもの
 - ⑤ 「不動産の表示に関する公正競争規約」（公正取引委員会認定）の表示に関する規定に反しているもの
 - ⑥ 代理店募集、副業、内職、会員募集などで、内容が不明確なもの
 - ⑦ 通信販売で連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法及び返品条件などが不明確なもの
 - ⑧ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容又は施設が不明確なもの
 - ⑨ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗

営業に該当する業種及びこれに類似する業種に関するもの

- ⑩ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- ⑪ 私的な秘密事項の調査を業とするもの

- ⑫ ギャンブルに関するものやギャンブルを奨励する内容のもの
- ⑬ 飲酒や喫煙行為を奨励する内容のもの
- ⑭ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に定める暴力団に関するもの
- ⑮ いわゆる健康食品に関するもので、医薬品的な効能・効果を表現しているもの
- ⑯ 皇室の写真、紋章、その他皇室関係のものを使用したもの
- ⑰ 個人・団体の意見広告、名刺広告、謝罪・釈明に当たるもの及び売名目的のもの
- ⑱ 社会問題などについての主義主張や係争中の問題についての声明に関するもの
- ⑲ 公的機関・行政機関から指名停止などの行政指導、処分を受け、その後も改善がなされていない者のもの
- ⑳ あたかも広島市が推奨しているかのような表現を含むもの又はひろしま情報 a ネットの一部であるかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- ㉑ 広島市の推進している施策に反するもの
- ㉒ 広島市の市税を滞納している者に係るもの
- ㉓ その他、当該申込者に係る情報を考慮し、掲載が適当でないとして広島市が判断するもの

（広告表現）

第6条 ひろしま情報 a ネットに広告を掲載するに当たっては、その広告表現について、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 次の表現を含むバナー広告は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがあるため、使用することができない。
 - ① 「×」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
 - ② アラートマーク（「警告」「注意」などあたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの）
 - ③ ラジオボタン（あたかも選択ができるような誤解を与えるもの）
 - ④ テキストボックス（あたかも入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの）
 - ⑤ プルダウンメニュー（あたかも下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの）
- (2) GIF アニメーションを用いる場合は、閲覧者に不快感を与えないようにするため、次のとおりとする。
 - ① コントラストの強い画面の反転表示が継続するものは使用することができない。
 - ② バナー広告画像の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔を2秒以上とする。
 - ③ その他画面が点滅するものは、1秒間に2回以上の点滅をさせないものとする。
- (3) 閲覧者がひろしま情報 a ネットのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがある表現又は閲覧者が広島市の事業であると錯誤するおそれのある表現を使用してはならない。
- (4) 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。また、文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。
- (5) 広告はわかりやすい適正な言葉と文字を用いることとし、ひろしま情報 a ネットの閲覧者に誤解や錯誤を起こさせるような表現や不快な感情を与える表現を用いないこと。

（広告掲載料）

第7条 広告掲載料は、広告枠1枠当たり月額5千円とする。なお、広告掲載料の全額をふむふむへの積立金とする。

（広告の掲載期間）

第8条 月を単位として、掲載期間は原則6か月ごととし、掲載申込みのあった期間とする。ただし、

年度を超える期間を指定することはできない。

- 2 広告の掲載の開始日及び終了日は、広島市が定める。
- 3 第1項の期間の満了の日の1か月前までに広島市に取りやめの申出がない場合は、この期間は6か月更新されるものとし、その後も同様とする。

(掲載申込み及び掲載する広告の決定)

- 第9条 広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、ひろしま市民活動支援総合情報システム広告掲載申込書(様式第1号)を広島市に提出することにより、掲載を申し込むものとする。
- 2 広島市は、前項の規定による掲載申込みがあった場合で必要と認めるときは、申込者に対し、資料の提出を求めることができる。
 - 3 広島市は、第1項の規定による掲載申込みがあったときは、第5条の規定により掲載の可否を決定し、申込者に対し、その決定の内容をひろしま市民活動支援総合情報システム広告掲載決定通知書(様式第2号)又はひろしま市民活動支援総合情報システム広告非掲載決定通知書(様式第3号)により通知しなければならない。また、第8条第3項の規定による場合についても、その決定の内容を通知するものとする。
 - 4 広島市は、第3項の規定により掲載を決定した広告について、掲載する広告枠を指定し、同項の規定により通知する際、併せて通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

- 第10条 第9条第3項の規定により広告掲載決定の通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、広島市が指定する期日までに広告掲載料を前納しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

- 第11条 広告主は、広告原稿(画像データ)を自己の負担により作成し、広島市が指定する期日までに広島市に提出しなければならない。
- 2 広告原稿(画像データ)又はリンク先の内容は、可能な限り広告主の社会貢献活動・商品を中心に構成し作成するものとする。
 - 3 広島市は、前項の規定により広告原稿(画像データ)の提出があったときは、その内容及びリンク先について、ひろしま市民活動支援総合情報システム広告掲載申込書記載の内容と相違していないこと、第5条各号に該当するものでないこと、法令及びこの基準に違反していないことその他提出された広告原稿(画像データ)が適当であることを確認しなければならない。
 - 4 広島市は、前項の場合において、提出のあった広告原稿(画像データ)が適当でないと認めたときは、広告主に対し広告原稿(画像データ)又はリンク先の変更を求めるものとする。

(広告の掲載)

- 第12条 広島市は、第10条の規定により広告掲載料が納付され、かつ、前条の規定により提出のあった広告原稿(画像データ)が適当であると認めたときは、指定した広告枠に広告を掲載するものとする。

(リンク先の変更の求め等)

- 第13条 広島市は、掲載された広告のリンク先のホームページの内容が法令又はこの基準等に違反し、その他適当なものでないと認めるときは、広告主に対し、その変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し等)

- 第14条 広島市は、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するときは、広告主への催告その他何らの手続を要することなく、広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をすることができる。
- (1) 指定された期日までに広告主が広告掲載料を納付しなかったとき。
 - (2) 指定された期日までに広告主が広告原稿(画像データ)を提出しなかったとき。
 - (3) 第11条第4項及び前条の規定による変更の求めに広告主が応じないとき。

(4) その他ひろしま情報 a ネットへの広告掲載が不相当であると判断したとき。

2 広島市は、前項の規定により広告の掲載を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をした場合において、広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。また、既納の広告掲載料は、返還しない。

(広告等の変更)

第15条 広告主は、広告の内容又はリンクを変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容又はリンクを変更しようとする場合は、変更しようとする月の前月の20日までに、広島市に対し、ひろしま市民活動支援総合情報システム掲載広告等変更申込書(様式第4号)を提出し、承認を得るものとする。

3 第9条及び第11条の規定は、前2項の規定による広告の変更について準用する。

4 前3項に規定するもののほか、リンク先のページのアドレスが変わったことによるリンクのみの変更の場合にあっては、広告主は、変更しようとする日から起算して7日前までにひろしま市民活動支援総合情報システム掲載広告等変更申込書(様式第4号)により広島市に届け出、承認を得るものとする。

5 前2項及び前4項の規定により広島市が承認する場合は、ひろしま市民活動支援総合情報システム掲載広告等承認通知書(様式第5号)により通知する。

(広告掲載の取りやめの申出)

第16条 広告主は、ひろしま市民活動支援総合情報システム広告掲載取りやめ申出書(様式第6号)の提出により、ひろしま情報 a ネットへの広告掲載の取りやめを申し出ることができる。

2 広島市は、前項の規定による申出があった場合は、これを認め、掲載した広告を削除するものとする。

3 広島市は、前項の規定により広告掲載を取りやめた場合であって、取りやめた日の属する月の翌月から起算して掲載決定期間(第9条第3項の規定により掲載を決定した期間)の末月までの月数に相当する広告掲載料を返還するものとする。

4 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載料の返還)

第17条 広告掲載の決定後掲載開始前において、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかつたときは、既納の広告掲載料を全額返還する。

2 前条に定めるもののほか、広告の掲載決定期間中に、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかつた場合は、掲載できなかつた期間に応じ、広告掲載料を返還する。

3 ただし、前項の場合において1ヵ月に満たない端数がある場合の当該月分に相当する広告掲載料の返還については、当該月の掲載可能日数による日割りとし、円未満は切り捨てるものとする。

4 次に掲げる理由により、広島市がひろしま情報 a ネットの運営を一時停止した場合(一時停止の期間が連続して24時間以内の場合に限る。)は、前2項の規定にかかわらず、その広告掲載料を返還しない。ただし、一時停止の期間が24時間を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。

(1) 機器等の保守又は工事を行う場合

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

5 前各項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第18条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決し

なければならない。

- 4 広告主は、第9条第3項の規定により決定を受けたひろしま情報 a ネットへの広告掲載の権利を譲渡してはならない。

(その他)

第19条 この基準に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、広島市が定める。

附則

この基準は、平成19年2月27日から施行し、広告掲載は平成19年6月1日から開始する。

附則

- 1 この基準は、平成24年5月25日から施行する。
- 2 改正後の第7条の規定は、平成24年6月以後の広告掲載料から適用する。

附則

- 1 この基準は、平成27年8月27日から施行する。
- 2 改正後の第7条の規定は、平成27年4月以後の広告掲載料から適用する。

附則

- 1 この基準は、令和元年12月12日から施行する。
- 2 改正後の第7条の規定は、令和2年4月以後の広告掲載料から適用する。